

○津軽広域連合個人情報の保護に関する法律施行細則

(令和5年3月22日津軽広域連合規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年津軽広域連合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第2条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）とする。

(開示請求に対する決定通知等)

第3条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第3号）

2 法第82条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

3 法第83条第2項又は条例第5条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る開示決定等期間延長通知書（様式第5号）により行うものとする。

4 法第84条後段又は条例第5条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行うものとする。

(事案の移送)

第4条 法第85条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る開示請求事案移送済通知書（様式第7号）により行うものとする。

(電磁的記録の開示の方法)

第5条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付
- (2) 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 複写したものの交付

2 法第87条第1項ただし書の規定は、電磁的記録を用紙に出力したものによる開示について準用する。

3 電磁的記録の開示は、当該電磁的記録を用紙に出力したものの写し若しくは当該電磁的記録を複写したものの又はこれらを複写したものを送付する場合を除き、広域連合長が法第82条第1項に規定する通知の際に指定する日時及び場所において行う。

(費用)

第6条 条例第3条第2項に規定する地方公共団体等行政文書の写しの作成（写しを交付しない場合を除く。）及び送付に要する費用の額として実施機関が定める額は、別表の

とおりとする。

- 2 開示請求者に対し写しの交付をしない場合の写しの作成に要する費用の額として実施機関が定める額は、零とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第7条 法第91条第1項の書面は、保有個人情報訂正請求書（様式第8号）とする。

(訂正請求に対する決定通知等)

第8条 法第93条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の全部を訂正する旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書（様式第9号）

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の一部を訂正する旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書（様式第10号）

- 2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第11号）により行うものとする。

3 法第94条第2項後段又は条例第6条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る訂正決定等期間延長通知書（様式第12号）により行うものとする。

4 法第95条後段又は条例第6条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る訂正決定等期間特例延長通知書（様式第13号）により行うものとする。

(事案の移送)

第9条 法第96条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る訂正請求事案移送済通知書（様式第14号）により行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第10条 法第97条の規定による通知は、提供している保有個人情報に係る訂正実施通知書（様式第15号）により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第11条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書（様式第16号）とする。

(利用停止請求に対する決定通知等)

第12条 法第101条第1項の規定による通知は、次に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の全部を利用停止する旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書（様式第17号）

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の一部を利用停止する旨の決定 保有個人情報部分利用停止決定通知書（様式第18号）

- 2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第19号）により行うものとする。

3 法第102条第2項後段又は条例第7条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報に係る利用停止決定等期間延長通知書（様式第20号）により行うものとする。

4 法第103条後段又は条例第7条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報に係

る利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第 2 1 号）により行うものとする。

（法の施行の状況の公表）

第 1 3 条 条例第 8 条の規定による法の施行の状況の公表は、毎年度 6 月 3 0 日までに、前年度における法の施行の状況を告示して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況
- (2) 訂正請求の件数及び訂正決定等の状況
- (3) 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況
- (4) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等について審査請求の件数並びにこれらについての裁決の状況
- (5) 苦情の申出の件数及びその処理の状況
- (6) その他必要と認める事項

（委任）

第 1 4 条 この規則の施行に関して必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（津軽広域連合情報公開条例施行規則の一部改正）

2 津軽広域連合情報公開条例施行規則（平成 2 0 年津軽広域連合規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「に規定する開示請求書」を「の書面」に改め、「によるもの」を削る。

第 3 条第 1 項中「次に」を「次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「をしたとき」を削る。

第 6 条第 1 項中「次の各号に掲げる電磁的記憶についての」を削り、「それぞれ当該各号に定める方法」を「次の各号に掲げる方法」に改め、同項第 1 号中「用紙に出力することができる電磁的記録」を削り、同項第 2 号中「前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録」を削り、同項に次の 1 号を加える。

(3) 複写したものの交付

第 6 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、第 4 項を第 3 項とする。

第 8 条第 1 項中「作成」の次に「及び送付」を、「費用の額」の次に「及び同条第 2 項に規定する開示の実施に要する費用の額（写しの交付をする場合に限る。）」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

2 条例第 1 5 条第 2 項に規定する開示の実施に要する費用の額（写しの交付をする場合を除く。）として実施機関が定める額は、零とする。

第 8 条第 3 項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第6条第1項関係）

費用の 区分	地方公共団体等行政文書の種類	写しの種類	費 用
写しの作成に要する費用	文書、図画又は写真	複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
	フィルム	用紙に印刷したものを複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
	写真フィルム	印画紙に印画したもの	実費
	電磁的記録	用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
写しの送付に要する費用	全種	全種	録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、MOディスク、CD-R、DVD-RAM等に複写したもの 実費
			郵便料

(津軽広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止)

- 3 津軽広域連合個人情報保護条例施行規則（平成20年津軽広域連合規則第2号）は、廃止する。

(津軽広域連合個人情報保護条例施行規則の廃止に伴う経過措置)

- 4 令和4年度における津軽広域連合個人情報保護条例（平成20年津軽広域連合条例第2号）の運用状況の公表については、なお従前の例による。

(津軽広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止)

- 5 津軽広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成20年津軽広域連合規則第3号）は、廃止する。

(津軽広域連合長が取り扱う個人情報の保護に関する規則の廃止に伴う経過措置)

- 6 この規則の施行の日前にされた請求に係る通知については、なお従前の例による。
7 この規則の施行の際現に有する様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第8条第1項関係）

費用の 区分	地方公共団体等行政文書の種類	写しの種類	費 用
写しの作成に要する費用	文書、図画又は写真	複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
	フィルム	用紙に印刷したものを複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
	電磁的記録	写真フィルム	実費
		用紙に出力したものを複写機により複写したもの	1面当たり 白黒 10円 カラー 50円 (日本産業規格A3まで)
			日本産業規格A3の大きさを超えるものは、実費
写しの送付に要する費用	全種	全種	録音カセットテープ、ビデオカセットテープ、フロッピーディスク、MOディスク、CD-R、DVD-RAM等に複写したもの 実費
			郵便料

様式第1号（第2条関係）

令和 年 月 日

様

請求者	氏 名	
	本人との関係性	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏 名	
	本人の状況	☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

保有個人情報開示請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

開示を請求する保有個人情報 （請求に係る保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）		
求める開示の実施の方法		☐ 1 閲覧又は視聴 ☐ 2 写しの交付 ☐ 3 1及び2
写しの送付以外での開示を求める場合	実施希望日	☐ 1 希望する ☐ 2 希望しない
	実施場所	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ※期間の最終日は、開示請求書の提出をした日の翌日（郵送による請求の場合は投函日から4日後）から起算して15日以上空けてください。

備考

- 1 該当する□内に✓印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本、委任状等）を提示し、又は提出してください。

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報開示決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の全部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有 個人情報の内容		
開示請求に係る保有個人 情報として特定した 保有個人情報の内容		
開示する保有個人情報の 利用目的		
保有個人情報の開示の 実施の方法等	☐ 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示を実施できます。実際の方法は	
	方法	
	日時	
	場所	
	です。なお、保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等とは別の方法等による開示の実施としたい場合にあっては、以下の方法等を選択することができますので、本通知があった日から30日以内に同封した申出書により申し出てください。	
	☐ 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等による開示はできません。実施できる方法等は以下のとおりですので、以下の方法等から都合の良いものを選択し、本通知があった日から30日以内に同封した申出書により申し出てください。 (希望された方法等による開示が実施できない理由)	
	方 法	☐ 1 (場所)における閲覧又は視聴 ☐ 2 (場所)における写しの交付 ☐ 3 写しの送付 (準備に要する日数__日、送付に要する費用____円)

	日 時	令和 年 月 日～令和 年 月 日 ： ～ ： (津軽広域連合の休日及び12:00～12:45を除く。)
	場 所	

備考

- 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ下記の担当へ連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(担当)

様式第3号（第3条第1項関係）

（指令番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長

印

保有個人情報部分開示決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を開示することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人情報として特定した保有個人情報の内容	
開示する保有個人情報の利用目的	
開示しない部分	
開示しない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当（理由）
開示しない部分を開示することができる期日及び範囲	令和 年 月 日（当該部分の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて請求してください。）（範囲）
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津軽広域連合長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津軽広域連合を被告として（訴訟において津軽広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

保有個人情報の開示の実施の方法等	☐ 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等により開示を実施できます。実際の方法は	
	方法	
	日時	
	場所	
	です。なお、保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等とは別の方法等による開示の実施としたい場合にあっては、以下の方法等を選択することができますので、本通知があった日から 30 日以内に同封した申出書により申し出てください。 ☐ 保有個人情報開示請求書において希望された開示の実施の方法等による開示はできません。実施できる方法等は以下のとおりですので、以下の方法等から都合の良いものを選択し、本通知があった日から 30 日以内に同封した申出書により申し出てください。 (希望された方法等による開示が実施できない理由)	
方法	☐ 1 (場所) における閲覧又は視聴 ☐ 2 (場所) における写しの交付 ☐ 3 写しの送付 (準備に要する日数__日、送付に要する費用____円)	
日時	令和__年__月__日～令和__年__月__日 :__ ~ :__ (津軽広域連合の休日及び 12:00～12:45 を除く。)	
場所		

備考

- 1 指定された開示の日時に来庁できない場合は、あらかじめ下記の担当へ連絡してください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。

(担当)

様式第4号（第3条第2項関係）

(指令番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報不開示決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を開示しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
開示請求に係る保有個人 情報として特定した 保有個人情報の内容	
保有個人情報を開示し ない理由	個人情報の保護に関する法律第78条第1項第 号該当 (理由)
開示することができる 期日及び範囲	令和 年 月 日（当該保有個人情報の開示を望むときは、記載されている期日以降に改めて請求してください。） (範囲)
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、津軽広域連合長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、津軽広域連合を被告として（訴訟において津軽広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

(担当)

(発送番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報に係る開示決定等期間延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、
☐ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項
☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年津軽広域連合条例第1号）第5条
第2項

の規定に基づき下記のとおり開示決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
☐ 個人情報の保護に関する法律第83条第1項 ☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例第5条第1項 の規定による開示決定等の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
延長後の期限	令和 年 月 日
延長の理由	

(担当)

(発送番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報に係る開示決定等期間特例延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、
☐ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条
☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年津軽広域連合条例第1号）第5条
第3項

の規定に基づき下記のとおり開示決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有個人情報の内容	
上記のうち開示請求があった日から ☐ 30日以内 ☐ 60日以内 に決定通知をする部分	
☐ 個人情報の保護に関する法律第84条 ☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例第5条第3項 の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報についての開示等の決定通知の期限	令和 年 月 日

(担当)

様式第7号（第4条関係）

(発送番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報に係る開示請求事案移送済通知書

令和 年 月 日付けでなされた保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定に基づき下記のとおり事案を移送したので、同項後段の規定により通知します。

記

開示請求のあった保有 個人情報の内容	
移送をした実施機関	
移送を受けた実施機関 及び担当課	課 電話番号 () 内線
移送をした日	令和 年 月 日
移送をした理由	

備考 移送された開示請求に係る開示決定等は、移送を受けた実施機関が行います。

(担当)

様式第8号（第7条関係）

令和 年 月 日

様

請求者	氏 名	
	本人との関係性	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏 名	
	本人の状況	☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

保有個人情報訂正請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正を請求する保有個人情報 (請求に係る保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)	開示を受けた日 令和 年 月 日
	開示決定通知書の指令番号・日付
	津軽広域連合指令 () 第 号 令和 年 月 日
	開示請求に係る保有個人情報として特定された内容
訂正請求の趣旨及び理由	

備考

- 1 該当する□内に✓印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本、委任状等）を提示し、又は提出してください。

様式第9号（第8条第1項関係）

(指令番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報訂正決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の訂正をすることに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個人情報の内容	
訂正の内容	

(担当)

(指令番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報部分訂正決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を訂正することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個人情報の内容	
訂正の内容	
訂正をしない部分	
上記部分の訂正をしない 理由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津軽広域連合長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津軽広域連合を被告として（訴訟において津軽広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

(担当)

様式第 1 1 号（第 8 条第 2 項関係）

（指令番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長

印

保有個人情報不訂正決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 3 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を訂正しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個 人 情 報 の 内 容	
保有個人情報の訂正を し な い 理 由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津軽広域連合長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津軽広域連合を被告として（訴訟において津軽広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

（担当 ）

（発送番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報に係る訂正決定等期間延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、
☐ 個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 4 条第 2 項
☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 1 号）第 6 条
第 2 項

の規定に基づき下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報 の 内 容	
☐ 個人情報の保護に関する法律第 9 4 条第 1 項 ☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例第 6 条第 1 項 の規定による訂正決定等の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
延 長 後 の 期 限	令和 年 月 日
延 長 の 理 由	

（担当 ）

（発送番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報に係る訂正決定等期間特例延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、

☐ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 95 条
☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 1 号）第 6 条
第 3 項

の規定に基づき下記のとおり訂正決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有個人情報の内容	
☐ 個人情報の保護に関する法律第 95 条 ☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例第 6 条 第 3 項 の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報についての訂正等の決定通知の期限	令和 年 月 日

（担当 ）

様式第 1 4 号（第 9 条関係）

(発送番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報に係る訂正請求事案移送済通知書

令和 年 月 日付けでなされた保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり事案を移送したので、同項後段の規定により通知します。

記

訂正請求のあった保有 個 人 情 報 の 内 容	
移送をした実施機関	
移送を受けた実施機関 及 び 担 当 課	課 電話番号 () 内線
移 送 を し た 日	令和 年 月 日
移 送 を し た 理 由	

備考 移送された訂正請求に係る訂正決定等は、移送を受けた実施機関が行います。

(担当)

様

津軽広域連合長 印

提供をしている保有個人情報に係る訂正実施通知書

（他の行政機関の長等）に提供している保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 9 2 条の規定により下記のとおり訂正を実施したので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

記

訂正を実施した保有個人情報 の 名 称 等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定をする た め の 情 報	
訂正の内容及び理由	
訂 正 実 施 年 月 日	令和 年 月 日

(担当)

様式第16号（第11条関係）

令和 年 月 日

様

請求者	氏 名	
	本人との関係性	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

※代理人が請求する場合には、次の欄も記載してください。

本人	氏 名	
	本人の状況	☐ 未成年者 (年 月 日生) ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人委任者
	住 所	郵便番号
	連絡先	☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他 電話番号 ()

保有個人情報利用停止請求書

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止を請求する保有個人情報 (請求に係る保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)	開示を受けた日 令和 年 月 日
	開示決定通知書の指令番号・日付
	津軽広域連合指令 () 第 号 令和 年 月 日
	開示請求に係る保有個人情報として特定された内容
利用停止請求の趣旨	☐ 法第98条第1項第1号該当→ ☐ 利用の停止 ☐ 消去 ☐ 法第98条第1項第2号該当→提供の停止
利用停止請求の理由	

備考

- 1 該当する□内に「レ」印を記入し、各欄に必要な事項を記入してください。
- 2 請求者本人であることを証明する書類等（個人番号カード、運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合には、2の書類等のほか、代理人であることを証明する書類等（戸籍謄本、委任状等）を提示し、又は提出してください。

(指令番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報利用停止決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の利用停止をすることに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
利用停止の内容	

(担当)

様式第 18 号（第 12 条第 1 項関係）

(指令番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報部分利用停止決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報の一部を利用停止することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
利 用 停 止 の 内 容	
利用停止をしない部分	
上記部分の利用停止を し ない 理 由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津軽広域連合長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津軽広域連合を被告として（訴訟において津軽広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

(担当)

様式第 19 号（第 12 条第 2 項関係）

(指令番号)

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報利用不停止決定通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり保有個人情報を利用停止しないことに決定したので、同項の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった 保有個人情報の内容	
保有個人情報の利用停 止をしない理由	
教示 この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、津軽広域連合長に対して審査請求をすることができます。 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、津軽広域連合を被告として（訴訟において津軽広域連合を代表する者は広域連合長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。	

(担当)

様式第20号（第12条第3項関係）

（発送番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報に係る利用停止決定等期間延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、

☐ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項
☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和5年津軽広域連合条例第1号）第7条第2項

の規定に基づき下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
☐ 個人情報の保護に関する法律第102条第1項 ☐ 津軽広域連合個人情報保護法施行条例第7条第1項 の規定による訂正決定等の期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
延長後の期限	令和 年 月 日
延長の理由	

（担当 ）

様式第 2 1 号（第 1 2 条第 4 項関係）

（発送番号）

令和 年 月 日

様

津軽広域連合長 印

保有個人情報に係る利用停止決定等期間特例延長通知書

令和 年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、
〔
□個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 1 0 3 条
□津軽広域連合個人情報保護法施行条例（令和 5 年津軽広域連合条例第 1 号）第 7 条
第 3 項
〕

の規定に基づき下記のとおり利用停止決定等の期間を延長したので、同項後段の規定により通知します。

記

利用停止請求のあった保有個人情報の内容	
〔 □個人情報の保護に関する法律第 1 0 3 条 □津軽広域連合個人情報保護法施行条例第 7 条 第 3 項 〕の規定を適用する理由	
残りの保有個人情報についての利用停止等の決定通知の期限	令和 年 月 日

（担当 ）